

# 第9回市展「いが」作品募集

たくさんの作品をお待ちしています



をご覧ください。

【とき】 10月16日(水) 午後1時～

【ところ】 ハイトピア伊賀 5階

## 表彰

審査の結果、優秀な作品には、市長賞・議長賞・教育委員会賞・岡田文化財団賞・奨励賞・上野商工会議所会頭賞・伊賀市商工会長賞が贈られます。

## その他

- ①必ず募集要項で詳細をご確認の上、出品してください。
- ②募集要項・出品申込書（釈文用紙）は、6月14日(金)から、次の場所に設置します。
- 企画課（上野ふれあいプラザ2階）
- 本庁舎玄関受付
- 各支所振興課
- 各公民館（中央・いがまち・島ヶ原・阿山・大山田・青山）
- 上野図書館
- 伊賀市文化会館
- ふるさと会館いが
- あやま文化センター
- 青山ホール

## 問い合わせ

企画課  
☎ 22・9621 FAX 22・9628

## 公募作品規定

### ▼絵画部門

- ①平面作品で、20号（72.7cm×50cm）～100号（162cm×162cm）までのもの
- ②原則として額装とする。
- ③日本画・油彩画は、ガラス・アクリル付額縁での出品はできません。（水彩画・版画などを除く。）

### ▼彫塑工芸部門

- ①立体作品は手動可能で、幅1.5m×奥行1.5m×高さ2m以内のもの
- ②平面作品は縦1.5m×横1.5m以内のもの

### ▼写真部門

- ①半切（32cm×41cm）以上全倍（70cm×110cm）までの作品
- ②組写真は全4倍（140cm×110cm）に収めること
- ③デジタル写真はA3以上全倍（70cm×110cm）まで
- ④パネル張りまたは額装とする。（ガラス・アクリル付額縁、裏打ちのないものは出品できません。）



## ◆とき

10月23日(水)～27日(日)  
午前10時～午後7時  
※27日は午後4時まで。  
入場は30分前まで。

## ◆ところ

ハイトピア伊賀 5階

## 【展示作品】

公募作品のうち、審査の結果、入賞・入選した作品・無鑑査の作品など

## 【公募出品者資格】

平成10年（1998年）4月1日以前に生まれた、市内在住・在勤・在学・出身の人

## 【公募出品規定】

- ①出品点数は、1部門につき1人1点
- ②自己の制作した未発表の作品に限る。
- ③ほかの公募展に入賞・入選した作品および新聞・雑誌などに掲載された作品などは、発表作品とみなします。

※グループ展・個展の出展作品は未発表とみなします。

## ▼書道部門

### ▲大きさ▼

- ①額・枠張りなどは外形200cm×200cm以内。本紙寸法は、全紙（137cm×70cm）の2分の1（半切など）以上
- ②仮名や小字の額装は全懐紙以上。帖や卷子は縦35cm以内×横200cm以上400cm以内
- ③篆刻は39cm×30cm以内

### ▲体裁 ▼

- ①表装し、額・枠張り・帖・卷子仕立てとする。
- ②ガラス・アクリル付額縁は使用できません。（ただし、篆刻を除く。）

### ▲その他 ▼

所定の用紙（コピー不可）で釈文を添付

## ■作品の搬入

出品申込書に必要な事項を記入し、受付に提出してください。

※作品には出品票を貼付

【とき】 10月15日(火)

午前10時～午後8時

【ところ】 ハイトピア伊賀 5階

## ■審査会

公開審査を実施します。自由に審査

# 自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

## 第1回 伊賀市自治基本条例とは

### ◆はじめに

#### 自治基本条例を

もっと知っていただくために

伊賀市では、合併前に、市民の皆さんが中心となって新市建設計画が策定されました。この計画には「市民が主役となり地域の個性が生きた自治の形成」などの基本的な考え方があり、これを実現するため、合併直後の平成16年12月に「伊賀市自治基本条例」を制定しました。

この条例は、自治のしくみや市政における基本的な事項を定めていますので、市民の皆さんに、広報いが市6月・9月・12月・3月の各1日号で、4回にわたって紹介します。

### ◆制定の背景「2025年問題」

かつて経済成長とともに右肩上がりだった人口が、合併当時から減少し始め、少子高齢化が進むことが予測されていました。特に「団塊の世代」が75歳以上となる2025年には、3人に1人が高齢者となり、社会保障費などの増大に対して、それを支える現役世代が減少することによって税収が減り、介護サービスなどの人材が不足することが予想されていました。

こうした社会の変化に対応するため、市民・議会・行政の間で自治のための役割分担を見直し、新しい自治のしくみを作る必要がありました。

### ◆制定の意義「条例がめざしているもの」

この条例は、条例の前文にある「自分たちの地域は自ら治めていこう」という「補完性の原則」の考え方や、「住民自治」の実現をめざした内容となっています。

### ▶次回の内容▶

次回は9月1日号です。「市民主体の自治」に関する規定について、わかりやすく紹介します。

【問い合わせ】 企画課 ☎ 22-9620 FAX 22-9628

平成25年度

## 市・県民税の納税通知書を郵送します

市・県民税納税通知書を6月13日(木)に郵送します。金融機関のほか、コンビニエンスストアでも納付できますのでご利用ください。

### ■納期限

普通徴収の場合は年4回で、6月・8月・10月・1月の各月末が納期限となっています。

※土・日曜日、祝日の場合は翌日

### ▼公的年金からの引き落とし(特別徴収)の対象となる人へ

4月1日現在、65歳以上の人で年金所得に対して、市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの引き落としによって徴収します。徴収月・徴収税額は、下表のとおりです。(公的年金以外の所得に対する市・県民税額は普通徴収または給与からの引き落としとなります。)

※介護保険料が年金から引き落とされていない人や市・県民税額が老齢基礎年金などの額を超える人は対象となりません。

※給与からの引き落としによって徴収する税額などについては「給与所得に係る市県民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」を事業所へ送付していますので、ご確認ください。

### 【問い合わせ】

課税課 ☎ 22・9613 FAX 22・9618



### <市・県民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合>

#### ●今年度から特別徴収を開始する人

徴収月	納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円
徴収税額	4分の1	4分の1	6分の1	6分の1	6分の1

#### ●前年度も特別徴収していた人

徴収月	年金から引き落とし(特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
徴収税額	前年度の2月と同じ額			今年度の年税額の残りの3分の1		